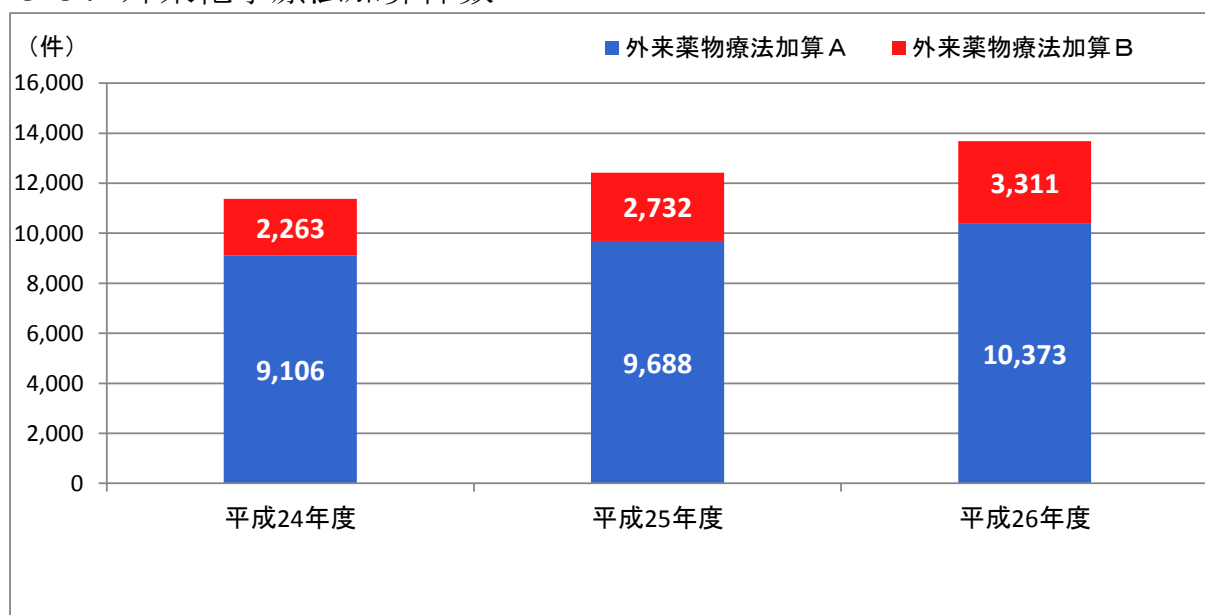


## 5.5. 外来化学療法加算件数



平成 16 年 9 月に外来薬物療法センターが開設され、それまで各診療科の外来で行われていた化学療法が、薬物療法センターへ徐々に移行されほぼ 100%実施されるようになった。よりよい環境で、安全に化学療法を実施するために設置されたセンターであり、がん患者の増加に伴い利用者も増加している。また新規抗がん剤の登場により、外来投与可能レジメンが増加したことで、入院することなく外来で実施可能な化学療法も増え、患者にとって大きなメリットとなっている。それにより外来化学療法加算を算定する患者、件数とも毎年増加しており、患者サービスの向上に留まらず、病院経営にも貢献している。

※外来化学療法加算 A…薬効分類上の腫瘍用薬を皮内、皮下及び筋肉内注射以外により投与した場合

外来化学療法加算 B…インフリキシマブ製剤、トシリズマブ製剤、アバタセプト製剤を医療解釈上定める疾患に対し投与した場合

データ提供 外来薬物療法センター